アメリカ・ロサンゼルスにおけるプロモーションイベント開催業務委託　仕様書

この仕様書は、松江市が目指すアメリカ西海岸エリアからのインバウンド誘客の促進に向けて、認知度向上・実送客に向けたプロモーションイベントの開催および現地関係機関・団体等へのトップセールス、現地旅行会社やトラベルアドバイザーとの商談・セールスコールの調整・実施を委託するに当たり必要な事項を指示するものとする。

1.　業務委託名

アメリカ・ロサンゼルスにおけるプロモーションイベント実施業務

2.　履行場所

アメリカ合衆国ロサンゼルス、松江市ほか

3.　契約期間

契約締結日から 2027 年 2 月 26 日

4.　業務の目的

松江市が有する歴史・伝統・文化・自然などの多様な観光コンテンツを、重点市場の一つであるアメリカに向けてプロモーションを行うことで、松江市の認知度向上、さらには訪日旅行の促進・拡大を図ることを目的に本業務を実施する。

5.　適用

「アメリカ・ロサンゼルスにおけるプロモーションイベント実施業務委託 仕様書（以下「本仕様書」という。）」は、本業務委託に適用する。

なお、本業務を受託した者（以下「受託者」という。）は、アメリカ西海岸エリアにおけるプロモーションイベント実施業務に係る公募型プロポーザル実施要領で定める条件等を踏まえるとともに、本業務委託に係る業務の実施にあたり、関係法令および関連条例等の遵守を徹底すること。

6.　業務内容

受託者は以下の業務を実施する。なお、内容の詳細は企画提案の内容を踏まえて決定する。

(1)　プロモーションイベントの開催

（ア）イベント内容の企画・会場の選定

①　イベントは 2 部制とし、1 部は観光セミナー、2 部は名刺交換や体験を含むレセプションとする。各部 1 時間程度とし、2 時間～2 時間半のイベントとする。業務の目的を踏まえ、効果的なイベントになるよう、会場選定を行うこと。会場の選定理由と同会場その他イベントの実績等を示しながら提案を行うこと。

②　1 部の市長による観光セミナーでは、資料を投影したプレゼンテーションが可能な機

材を用意すること。

③ 和菓子づくり体験に必要な水回りおよび冷蔵庫をを備えた会場とすること。

④ 和菓子づくり体験で職人が手本を見せる際に、職人の手元が参加者に見えるようカメラ、三脚等を準備すること。

⑤ レセプションでは、軽食の提供に加え、松江市の特産品の試飲試食を実施することとし、提供する特産品の提案および準備を行うこと。

⑥ 2027 年 1 月 26 日（火）14 時～20 時の間に開催すること。

⑦ イベントには、参加者を 100 名程度集客すること。なお、参加者 50 名程度のイベントの 2 回開催でも可とするが、上記⑥の時間内に 2 回開催することとし、実施可能な現実的なスケジュールとすること。

⑧ イベント参加者は事前登録制とし、現地旅行会社、現地メディア、松江市に関心があり本イベントや松江市の情報を発信する意欲のある一般人を対象とする。

（イ）事前調整

企画内容を確実に実施するため、アメリカ合衆国内の事業者を含め、関係者とイベント内容の事前調整を行うこと。

（ウ）会場の手配

会場の選定・手配を行うこと。なお、会場借上料は委託料に含める。

（エ）会場の設計、装飾及び撤去

集客を促すよう、会場を設計し、装飾等を行うこと。また、イベント終了後、速やかに撤去すること。

（オ）イベントの運営

① イベントを円滑に進行するため、イベント全体を総括する者を 1 名置くこと。その者は、開催前も含め、イベントに関わる者たちの連絡調整を行うこと。また、1 名を上限に、それを補佐する者を置けるものとする。

② ①の人員は、業務実施時にアメリカに在住している者でもよいこととするが、事前協議が入念に行えるような体制を構築すること。

③ 運営に必要な備品等の手配を行うこと。

④ 現地までの渡航費、滞在するための宿泊費及び備品のリース代は委託料に含める。

（カ）アンケートの実施

来場者を対象にしたアンケート調査を実施すること。なお、調査後は、その集計を行うこと。

（キ）宣伝広告

効果的なイベントにするためにより多くの来場者を得られるよう、事前に宣伝広告を行うこと。なお、その手法は問わないものとする。

（ク）記録写真および動画の撮影

Web・SNS 等での発信および今後の参考資料として、以下のポイントで写真および動画を撮影すること。

① 会場設営完了時の様子（全体像、主要な看板・サイン、受付、ステージ等）

② イベント中の様子（来場者の状況、イベント全体の雰囲気が伝わるもの）

③　各プログラム（観光セミナー、れぜぷしょん、体験等）
④　受付・誘導スタッフの稼働状況

(2)　現地旅行会社やトラベルアドバイザー等へのトップセールス訪問先の提案・調整
（ア）　イベントの開催に合わせ、松江市のプロモーション等が効果的なものとなるよう、現地旅行会社やトラベルアドバイザー等に対して市長によるトップセールスを実施する。
（イ）　現地旅行会社やトラベルアドバイザー等の訪問先を提案し、日程の調整を行うこと。
（ウ）　1 月 27 日（水）9:00～13:00 で 2 箇所以上の訪問先を調整すること。
（エ）　面会時間は、訪問先１つにつき 30 分以上確保すること。

(3)　現地旅行会社やトラベルアドバイザー等との商談・セールスコール等の訪問先の提案・調整
（ア）　プロモーション等をきっかけにした旅行者の増加を目指すため、現地旅行会社やトラベルアドバイザー等との商談・セールスコールを実施する。
（イ）　現地旅行会社やトラベルアドバイザー等の訪問先を提案し、日程の調整を行うこと。
（ウ）　①1 月 27 日（水）14:00～18:00 の間で 2 箇所以上、②1 月 28 日（木）9:00～17:00 の間で 4 箇所以上の訪問先を調整すること。
（エ）　面会時間は、訪問先１つにつき 30 分以上確保すること。

(4)　同行者の手配
（ア）　すべての行程を円滑かつ安全に遂行するため、イベントおよびトップセールス、セールスコールに同行し、行程を管理する者を 1 名置くこと。
（イ）　同行期間は、1 月 26 日（火）朝から、1 月 28 日（木）空港で搭乗手続きを行うまでとする。
（ウ）　現地までの渡航費、滞在するための宿泊費および備品のリース代は委託料に含める。
（エ）　アメリカ・ロサンゼルスの情勢、地理、交通事情等に精通し、英語でのコミュニケーションが可能である者とすること。
（オ）　6.(1)（オ）の総括する者または補佐する者と兼ねてもよい。
（カ）　業務実施時にアメリカに在住している者でもよいこととするが、1 月 28 日（木）は空港まで同行すること。

(5)　通訳の手配
（ア）　1 月 28 日（木）の現地旅行会社やトラベルアドバイザーとの商談・セールスコール等を円滑に進めるため、日本語および英語に対応できる通訳を 1 名手配すること。
（イ）　6.(4)の同行者と兼ねてもよいこととするが、商談・セールスコール等を円滑に行える英語力を有すること。

(6)　同行事業者の渡航手配

イベントおよび商談会・セールスコールをより効果的なものにするため、松江市インバウンド推進協議会が指定する事業者も同行することとし、それに係る渡航手配（宿泊施設の手配含む）を行うこと。

（ア） 同行するのは3事業者（各1名、計3名）である。

（イ） 現地までの渡航費および滞在するための宿泊費は委託料に含める。

（ウ） 同行する事業者に関する情報は、委託事業者決定後、松江市インバウンド推進協議会から提供する。

(7) パンフレット等の輸送

イベントおよびプロモーション等で使用するパンフレットやノベルティ等については、原則、日本から持参するものとする。

(8) 成果物等の作成および提出

本業務が完了したときは、速やかに以下の成果物を提出すること。

（ア） 成果物

① 事業完了報告書（任意様式）

② アンケート回答データ

③ アンケート集計結果

④ データ形式：PDF

※ただし、アンケート回答データは、編集可能な形式でも提出すること。

（イ） 委託業務完了報告書

任意の様式によること。

（ウ） 提出期限

2027年2月26日（金）

7. 業務の再委託

再委託を行ってはならない。ただし、あらかじめ書面により松江市インバウンド推進協議会の承諾を得た場合は、この限りではない。再委託を受託する者は、本業務で課される遵守すべき事項を守らなければならない。遵守事項に違反した場合は、受託者が賠償責任を負うものとする。

8. 守秘義務

(1) 本業務の履行に関して知り得た事項は第三者に漏らしてはならず、本業務が完了した後も同様とする。

(2) 本業務の履行に関して知り得た事項を役員・従業員等であっても、本業務を履行するために知る必要のある者以外に漏えいまたは開示してはならない。

9. 知的財産権の帰属等

(1) 本業務の成果物について、受託者は、本業務の受託以前に受託者が権利を有するもの

を除き、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条、第 22 条、第 22 条の 2、第 23 条、 第 26 条の 2、第 26 条の 3、第 27 条および第 28 章に定める権利を含む全ての著作権を松江市インバウンド推進協議会および松江市に無償で譲渡するものとし、松江市インバウンド推進協議会および松江市が独占的に使用するものとする。

(2) 受託者は、松江市インバウンド推進協議会および第三者に対し、一切の著作者人格権を行使しないものとし、第三者をして行使させないものとする。また、受託者が本業務の成果物に係る著作権を自ら使用し、または第三者をして使用させる場合、松江市インバウンド推進協議会と協議すること。

(3) 本業務の実施に必要となる第三者が権利を有する工業所有権および著作権等については、全て受託者の責任において当該工業所有権および著作権等の使用に必要な費用を負担し、使用承認等に係る一切の手続きを行うこと。なお、この場合、受託者は、当該著作権者の仕様許諾条件につき、松江市インバウンド推進協議会の承認を得ること。

(4) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が本市の責めに帰す場合を除き、受託者の責任と負担において一切の処理をすること。

10. その他

(1) 業務の実施にあたっては、随時松江市インバウンド推進協議会と協議するものとする。

(2) 受託者の責めに帰すべき理由により、松江市インバウンド推進協議会または第三者に損害を与えた場合、受託者がその損害を賠償すること。

(3) 本仕様書において、明示なき事項または疑義が生じた場合、松江市インバウンド推進協議会と協議すること。

以上